

天龍村地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)



令和7年（2025年）2月



長野県天龍村

■目 次

はじめに	2
1. 背 景	3
(1) 気候変動の影響	
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	
(3) 地球温暖化対策を巡る国・長野県の動向	
2. 基本的事項	7
(1) 目的	
(2) 対象とする範囲	
(3) 対象とする温室効果ガス	
(4) 計画期間	
(5) 上位計画及び関連計画との位置づけ	
3. 温室効果ガスの排出状況	7
(1) 温室効果ガス排出量の把握方法	
(2) 公共施設のエネルギー使用量の現状	
(3) 公共施設の温室効果ガスの排出量	
(4) 対象施設ごとの温室効果ガス排出量の現状	
(5) エネルギー種別ごとの温室効果ガスの排出量	
4. 温室効果ガス排出量の削減目標	12
(1) 目標設定の考え方	
(2) 温室効果ガス排出量の削減目標	
5. 目標達成に向けた取組	14
(1) 取組の基本方針	
(2) 具体的な取組内容	
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表	16
(1) 推進体制	
(2) 実施した施策の点検・評価及び見直し	
(3) 進捗状況の公表	

はじめに

このたび、令和 12 年度（2030 年度）までの天龍村の事務・事業にかかる温暖化対策について定めた「天龍村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定いたしました。

世界に目を向けると、近年、地球温暖化に起因すると考えられる異常気象や、それに伴う災害が世界各地で頻発しており、気候変動による影響が大きくなっています。

日本においても、数十年に一度といわれる災害が、毎年のように各地で発生しており、長野県では、令和元年（2019 年）10 月の東日本台風により、県民生活や経済活動に甚大な被害がもたらされました。天龍村においても、令和 2 年（2020 年）7 月豪雨や令和 5 年（2023 年）6 月の大雨により、がけ崩れや土石流の発生など大きな被害が発生しています。

こうしたことを背景として、国や長野県では、令和 32 年（2050 年）にカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現、また、中期目標として、令和 12 年度（2030 年度）において、温室効果ガス排出量を国は 46%の削減、長野県は 60%の削減をそれぞれ目指しています。

天龍村においても、これまで、平成 19 年（2007 年）11 月に策定した「天龍村地球温暖化防止実行計画」、また、令和 3 年（2021 年）3 月に策定した「第 6 次天龍村総合計画」や「第 2 期天龍村まち・ひと・しごと創生総合戦略」等により、省エネルギーの推進や自然エネルギーの活用など、温暖化対策を進めてまいりました。

持続可能な社会の構築、脱炭素社会の実現を見据えて、地球温暖化防止のための対策に取り組む必要があることから、職員一丸となって着実に本計画を実行してまいります。

令和 7 年（2025 年）2 月

天龍村長 永嶺 誠一

1 背景

(1) 気候変動の影響

気候変動問題は今や「気候危機」とも言われており、私たち一人ひとり、この地球に生きるすべての生き物にとって避けることができない喫緊の課題となっています。すでに世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測され、日本においても平均気温の上昇、大雨、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されています。

令和3年(2021)年8月には、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)¹第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化(極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等)は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

平成27年(2015年)11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、国連気候変動枠組条約²第21回締約国会議(COP21)が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある、国際的な合意文書となるパリ協定³が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今

¹ IPCC: Intergovernmental Panel on Climate Change

昭和63年(1988年)に、国連環境計画(UNEP)と世界気象機関(WMO)により設立。各国の研究者が地球温暖化問題に関する科学的知見をまとめ、地球温暖化対策に科学的基礎を与える公式の場

5～6年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書等を発表している。

² 地球温暖化対策に関する取組を国際的に協調して行っていくため、平成4年(1992年)5月に採択され、平成6年(1994年)3月に発効した。本条約は、気候系に対して危険な人為的影響を及ぼすこととしない水準において、大気中の温室効果ガス濃度を安定化することを究極的な目的とし、締約国に温室効果ガスの排出・吸収目録の作成、地球温暖化対策のための国家計画の策定と実施等、各種の義務を課している。

³ 平成27年(2015年)にパリにおいて開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において採択された、令和2年(2020年)以降の地球温暖化対策の法的枠組みを定めた協定。CO₂等の削減目標を国連に報告することや、目標達成のための国内対策の実施等を義務付けている。

世紀後半の温室効果ガス⁴の人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書Ⅰ国（いわゆる先進国）と非附属書Ⅰ国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

平成30年（2018年）に公表された IPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を令和32年（2050年）頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、令和32年（2050年）までのカーボンニュートラル⁵を目標として掲げる動きが広がりました。

こうした取組の中、IPCCは令和5年（2023年）に、人間活動が主に温室効果ガスの排出を通じて地球温暖化を引き起こしてきたことは疑う余地がなく、1850年～1900年を基準とした世界平均気温は平成23年（2011年）～令和2年（2020年）に1.1℃の温暖化に達したことなどを、気候変動に関する最新の科学的知見をとりまとめた「第6次評価報告書統合報告書」において公表しています。

（3）地球温暖化対策を巡る国・長野県の動向

令和2年（2020年）10月、国は、令和32年（2050年）までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、「2050年カーボンニュートラル」、脱炭素社会⁶の実現を目指すことを宣言しました。令和3年（2021年）4月、地球温暖化対策推進本部において、令和12年度（2030年度）の温室効果ガスの削減目標を平成25年度（2013年度）比46%削減することとし、さらに、50パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表され、同年10月には、閣議決定された「地球温暖化対策計画⁷」において、令和12

⁴ 大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、気温上昇をもたらす気体の総称。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素の7種類を温室効果ガスとして規定している。

⁵ 温室効果ガスの排出量と植林や森林管理等による吸収量を均衡させること

⁶ 温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする社会のこと。国は、令和32年（2050年）に温室効果ガス排出量の実質ゼロを実現するために、地球温暖化対策の取組を行っている。

⁷ 地球温暖化対策の推進に関する法律第8条第1項及び「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」に基づき、国が策定している計画

年度（2030 年度）の目標の裏付けとなる対策・施策が記載されました。

表 1 地球温暖化対策計画における令和 12 年度(2030 年度)温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省 令和3年（2021年）「地球温暖化対策計画」

また、令和3年（2021年）6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律⁸の一部を改正する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）では、令和32年（2050年）までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。

日本の温室効果ガス排出量は、令和4年度（2022年度）は11億3,500万t-CO₂となっており、省エネルギーの推進や再生可能エネルギー⁹の拡大等により、平成25年度（2013年度）比19.3%の減少となっています。

長野県は、令和元年（2019年）12月に都道府県として初めて「気候非常事態宣言¹⁰」を行い、2050 ゼロカーボン¹¹を実現するため、県民一丸となり、徹底的な省エネルギーと再生可能エネルギーの普及拡大を推進していくなどの表明が行われ、令和2年（2020

⁸ 地球温暖化対策を推進するための法律。地球温暖化対策計画の策定や地域協議会の設置等の国民の取組を強化するための措置、温室効果ガスを一定以上排出する者に温室効果ガスの排出量を算定して国に報告することを義務付け、国が報告されたデータを集計・公表すること等について定めている。

⁹ 太陽光や太陽熱、水力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生可能で、資源が枯渇しないエネルギー

¹⁰ 国や地方自治体などの行政機関が非常事態宣言を行い、気候変動への政策立案、計画、キャンペーンなどを優先的に行うもの

¹¹ 温室効果ガスの排出量を実質ゼロとすること

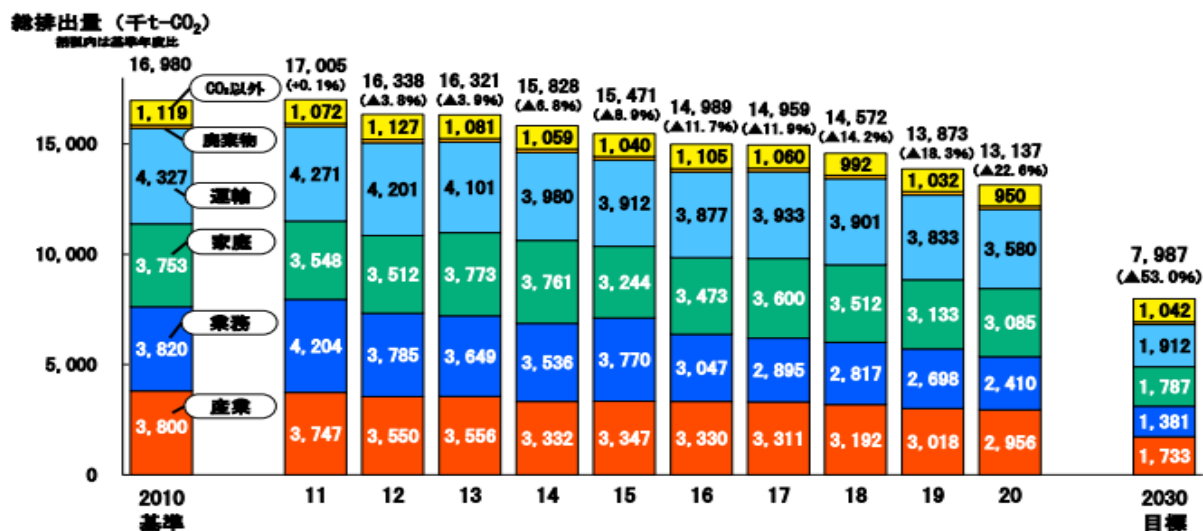
年) 4月に、この宣言の理念を具現化するために「長野県気候危機突破方針」を公表しました。

また、同年 10 月に令和 32 年度(2050 年度)に、ゼロカーボン達成の目標を基本理念に掲げる「長野県脱炭素社会づくり条例」が成立し、持続可能な脱炭素社会づくりを県民総参加で実現するため、長野県に行動計画の策定を求め、これにより県では令和 3 年(2021 年) 6 月に中間目標となる令和 12 年度(2030 年度)までを計画期間とする「長野県ゼロカーボン戦略」¹²を策定しました。

この戦略の基本目標を「社会変革、経済発展とともに実現する持続可能な脱炭素社会づくり」とし、令和 12 年度(2030 年度)の目標値について、平成 22 年(2010 年)を基準として温室効果ガス正味排出量を 60%削減するという、国の目標よりも高い目標値を設定しています。

徹底的な省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの普及拡大及び総合的な地球温暖化対策の三つを柱として、目標の実現に向け積極的に取組を進めている結果、令和 2 年度(2020 年度)の温室効果ガスの排出量は 1,313 万 7 千 t-CO₂ となっており、平成 22 年度(2010 年度)比 22.6%の減少となっています。

図 1 温室効果ガス排出量の削減状況・目標(長野県)



出典：長野県ゼロカーボン戦略 2022 年度(令和 4 年度) 進捗と成果

¹² 長野県が 2050 ゼロカーボンの達成と持続可能な脱炭素社会の実現を目指し策定した、長野県脱炭素社会づくり条例に基づく行動計画

2 基本的事項

(1) 目的

天龍村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「天龍村事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づき、国の地球温暖化対策計画に即して、天龍村が実施している事務及び事業に関し、再生可能エネルギーの導入、施設・設備の省エネルギー・省資源化、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

天龍村事務事業編の対象範囲は、天龍村の全ての事務・事業とし、対象とする施設はエネルギー使用の実績がある表 2 に記載する 28 施設とします。

(3) 対象とする温室効果ガス

天龍村事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項で規定された 7 種類の温室効果ガスのうち、排出量のほとんどを占めている二酸化炭素（CO₂）のみとします。

(4) 計画期間

令和 7 年度（2025 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までを計画期間とします。

(5) 上位計画及び関連計画との位置づけ

国の地球温暖化対策計画、第 6 次天龍村総合計画及び第 2 期天龍村まち・ひと・しごと創生総合戦略に即して策定します。

3 温室効果ガスの排出状況

(1) 温室効果ガス排出量の把握方法

温室効果ガス排出量の算出に当たっては、施設ごとに各月の電気、A 重油、灯油、ガソリン等のエネルギー使用量を入力することで温室効果ガスの排出量が算出・グラフ化できるシステム「エネルギー使用量入力シート」（図 2）を使用します。

図2 温室効果ガスの月別排出量の算出・グラフ化

1) 対象建物・資産

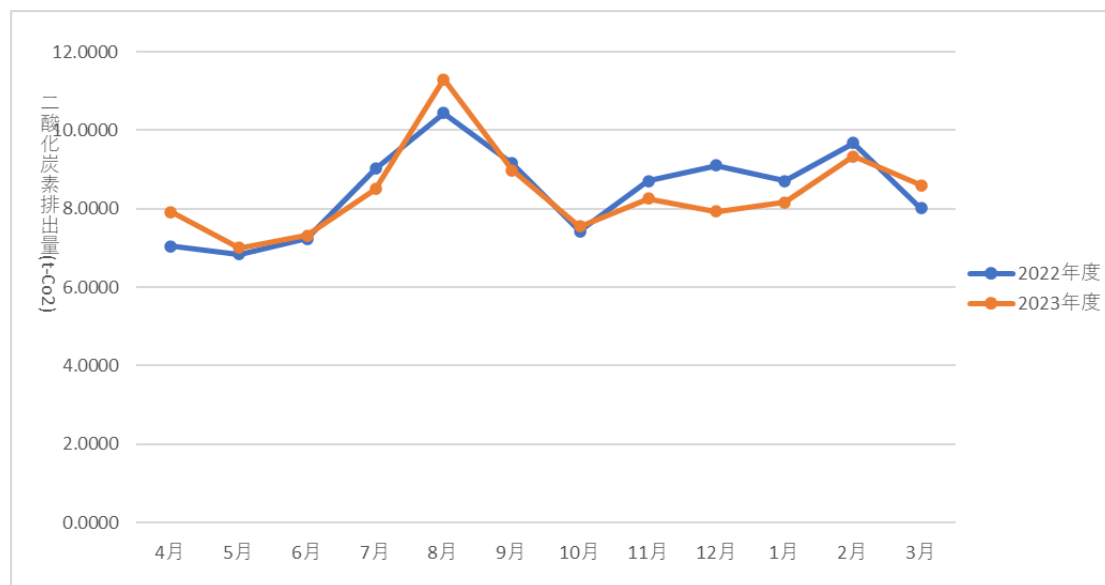
役場・老人福祉センター

2) 入力エネルギー

入力対象	エネルギー種別		排出係数	単位
✓	電気	中部電力ミライズ(株)	0.000433	kWh
✓	ガソリン		0.002320	ℓ
	灯油		0.002490	ℓ
✓	軽油		0.002580	ℓ
✓	A重油		0.002710	ℓ
	B重油又はC重油		0.003000	ℓ
✓	(LPG) 液化石油ガス		0.006550	kg

3) 二酸化炭素排出量推移

エネルギー種別選択
全て



年度/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2022年度	7.0400	6.8411	7.2423	9.0171	10.4419	9.1663	7.4276	8.7030	9.1024	8.7110	9.6771	8.0076
2023年度	7.9178	7.0062	7.3152	8.4995	11.3064	8.9844	7.5545	8.2555	7.9283	8.1694	9.3325	8.5964

(2) 公共施設のエネルギー使用量の現状

今回の計画策定に当たり、基準年度を令和5年度（2023年度）とし、天龍村が所有する28施設について、電気、A重油、ガソリン、軽油、灯油及びLPGのエネルギー種別ごとに使用量を把握しました。（表2参照）

電気は、おきよめの湯が最も使用量が多く、ふれあいステーション龍泉閣、特別養護老人ホーム天龍荘、養護老人ホーム天龍荘、役場の順となっています。

A重油は、役場及びおきよめの湯で使用しており、その他のエネルギーの使用量は、ガソリンは役場、軽油はふれあいステーション龍泉閣、灯油は特別養護老人ホーム天龍荘、LPGはふれあいステーション龍泉閣が最も多くなっています。

表2 公共施設のエネルギー種別ごとの使用量（令和5年度（2023年度））

（単位 電力:kWh、A重油・ガソリン・軽油・灯油:ℓ、LPG:m³）

施設名	電気	A重油	ガソリン	軽油	灯油	LPG
役場・老人福祉センター	149,520	6,000	7,778.6	688.8		6.2
消防施設	1,725					
天龍小学校	58,598				3,167	1,743.5
天龍中学校	24,014				2,966	141.5
村民体育館	5,724					
天龍保育所	15,182					228.0
向方老人憩いの家	413					0.1
コミュニティーセンター	1,558					6.2
ふれあいプラザ	550					0.9
坂部活性化施設	1,305					
鶯巣活性化施設	5,011					
文化センターなんでも館	38,688		814.6		9,729	
おきよめの湯	466,782	120,000	343.6	54.3	81	
ふるさと味覚小屋	4,379					36.3
ふれあいステーション龍泉閣	212,957			1,060.0	28,000	2,294.3
大河内森林公園	4,215					
和知野川キャンプ場	16,972					24.0
天龍農林業公社	19,559		3,398.4	323.5	78	116.4
デイサービスセンター山百合荘	29,229		3,222.5	493.5	17,647	
高齢者生活福祉センター森之郷	11,651		1,302.8			81.8
養護老人ホーム天龍荘	155,766		551.7		24,770	1,420.3
特別養護老人ホーム天龍荘	212,328		508.6		53,046	1,653.6
社会就労センター	23,798		1,599.6		66	
国民健康保険診療所	13,298		519.7		279	0.1
鶯巣バス停留所	872					
向方お試し住宅	3,248				28	2.4
クリーンセンター	61,668		81.0			
合計（28施設）	1,539,010	126,000	20,121.1	2,620.1	139,857	7,755.6

また、経年変化をみるため、28 施設の令和 5 年度（2023 年度）と令和 4 年度（2022 年度）のエネルギー種別ごとの使用量を表 3 のとおり、整理しました。

2 か年度の比較では、電気及びガソリンの使用量は若干減少している一方、A 重油、軽油、灯油及び LPG の使用量は増加しています。

表 3 エネルギー種別ごとの 2 か年度の使用量の比較

（単位 電力:kWh、A 重油・ガソリン・軽油・灯油:ℓ、LPG:m³）

年度	電気	A 重油	ガソリン	軽油	灯油	LPG
令和 4 年度 (2022 年度)	1,550,955	104,000	20,684.2	2,333.1	138,566	6,826.9
令和 5 年度 (2023 年度)	1,539,010	126,000	20,121.1	2,620.1	139,857	7,755.6
2 か年度の差	△11,945	22,000	△563.1	287.0	1,291	928.7

（３）公共施設の温室効果ガスの排出量

エネルギー種別ごとの合計値及び温室効果ガス排出係数¹³を用いて、公共施設の温室効果ガスの総排出量を算出すると、令和 5 年度（2023 年度）は、1, 4 6 0. 2t-CO₂ となります。

令和 4 年度（2022 年度）の温室効果ガスの総排出量は、1, 3 9 7. 0t-CO₂ であり、令和 5 年度（2023 年度）は、令和 4 年度（2022 年度）より 4.5%増加しています。

（４）対象施設ごとの温室効果ガス排出量の現状

各施設の 2 か年度の温室効果ガス排出量は、表 4 のとおりです。

2 か年度ともに、温室効果ガス排出量が最も多くなっている施設は、おきよめの湯であり、対象施設全体の排出量の 3 分の 1 以上を占めています。電気の使用量が他の施設に比べて倍以上になっている他、A 重油を多く使用していることが影響しているものと考えられます。

次いで、特別養護老人ホーム天龍荘、ふれあいステーション龍泉閣、養護老人ホーム天龍荘の順となっており、この 3 施設は電気の使用量が多いことに加え、灯油や LPG の使用量も多くなっています。

また、各年度の温室効果ガスの排出量は、すべての施設において、大きな変化は見られない状況となっています。

¹³ エネルギー消費量当たりの CO₂ 排出量。電力量当たり、またエネルギー種別ごとの CO₂ 排出量は、環境省等が公表している。

表4 施設別の温室効果ガス排出量

(単位：t-CO₂)

施設名	令和4年度	令和5年度
役場・老人福祉センター	101.5	100.8
消防施設	1.0	0.7
天龍小学校	42.2	44.7
天龍中学校	22.7	18.7
村民体育館	2.7	2.5
天龍保育所	9.7	8.1
向方老人憩いの家	0.2	0.2
コミュニティーセンター	0.6	0.7
ふれあいプラザ	0.2	0.2
坂部活性化施設	0.4	0.6
鶯巣活性化施設	2.1	2.2
文化センターなんでも館	37.5	42.9
おきよめの湯	466.0	528.4
ふるさと味覚小屋	1.9	2.1
ふれあいステーション龍泉閣	154.2	179.6
大河内森林公園	1.5	1.8
和知野川キャンプ場	10.3	7.5
天龍農林業公社	18.4	18.2
デイサービスセンター山百合荘	65.4	65.4
高齢者生活福祉センター森之郷	9.3	8.5
養護老人ホーム天龍荘	142.0	139.7
特別養護老人ホーム天龍荘	256.3	236.0
社会就労センター	14.1	14.2
国民健康保険診療所	8.1	7.7
鶯巣バス停留所	0.5	0.4
向方お試し住宅	1.5	1.5
クリーンセンター	26.7	26.9
合計（28 施設）	1,397.0	1,460.2

（５）エネルギー種別ごとの温室効果ガスの排出量

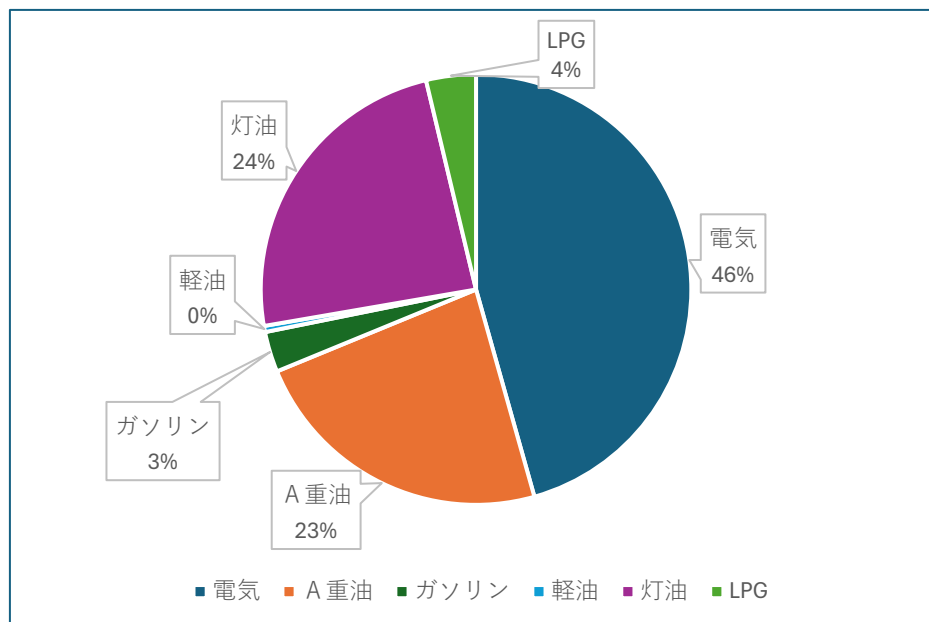
令和５年度（２０２３ 年度）のエネルギー種別ごとの温室効果ガス排出量は、電気が最も多く、６６６.４ t-CO₂ で、次いで灯油（３４８.３ t-CO₂）、重油（３４１.５ t-CO₂）の順となっています。

構成比は、電気が ４６％、灯油が ２４％、重油が ２３％となっており、三つのエネルギーを合わせると ９割以上を占めています。（表 ５ 及び図 ３ 参照）

表 ５ エネルギー種別ごとの温室効果ガス排出量 （単位：t-CO₂）

電気	A 重油	ガソリン	軽油	灯油	LPG	合計
666.4	341.5	46.7	6.7	348.3	50.6	1,460.2

図 ３ エネルギー種別ごとの温室効果ガス排出量の割合



４． 温室効果ガス排出量の削減目標

（１）目標設定の考え方

１（３）に記載した通り、国では令和 １２ 年度（２０３０ 年度）の温室効果ガスの削減目標を平成 ２５ 年度（２０１３ 年度）比 ４６％削減、長野県では平成 ２２ 年度（２０１０ 年度）を基準として ６０％の削減を目標としています。

天龍村では、これまで役場庁舎の LED 化を進め、省エネルギー化の取組を行うなど、温室効果ガス排出量の削減に努めてきたことを踏まえた上で、令和 ５ 年度（２０２３ 年度）に対する令和 １２ 年度（２０３０ 年度）の温室効果ガスの排出量の削減目標を設定します。

また、国や長野県と同様に、天龍村においても令和 ３２ 年度（２０５０ 年度）にはゼロカ

ーボンを達成することを長期の目標に置く必要があると考えています。

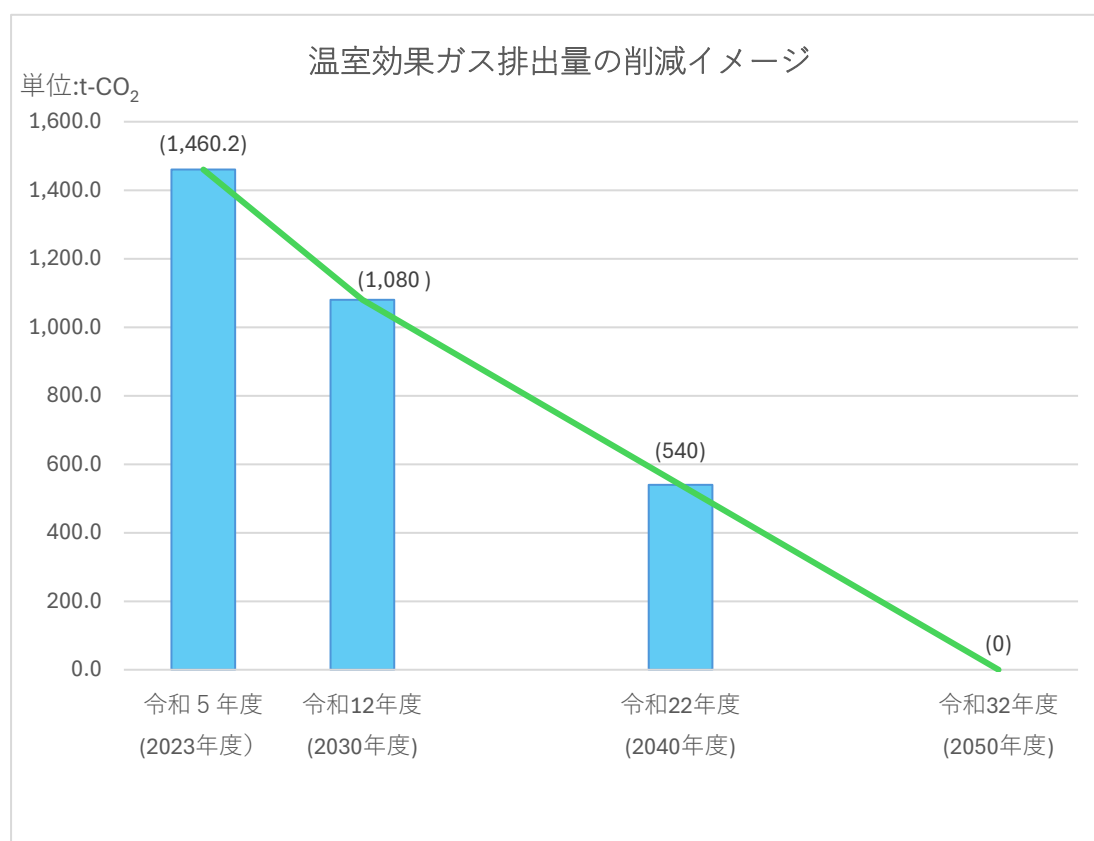
このため、天龍村の温室効果ガス排出量の削減に係る数値目標は、令和 32 年度（2050 年度）までにゼロカーボンを実現するという将来の姿を設定した上で、それを実現するために、令和 12 年度（2030 年度）に削減する必要がある温室効果ガス排出量を算出し、目標値を設定することとしました。

（２）温室効果ガス排出量の削減目標

（１）の目標設定の考え方により、現在の温室効果ガス排出量から令和 32 年度（2050 年度）にゼロカーボンを達成するためには、毎年概ね 54.0 t-CO₂ の温室効果ガスを削減する必要があります。これにより、目標年度である令和 12 年度（2030 年度）には、温室効果ガスの排出量を 1,080 t-CO₂ とし、基準となる令和 5 年度（2023 年度）比で 26% の削減を目標とします。

表 6 ・ 図 4 温室効果ガスの削減目標

項 目	基準年度 令和 5 年度(2023 年度)	目標年度 令和 12 年度(2030 年度)
温室効果ガスの排出量	1,460.2 t-CO ₂	1,080 t-CO ₂
削減率	—	26%



5. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

4 (2) で示した、年間 54.0 t-CO₂ の温室効果ガスを削減するためには、電気使用量換算では、約 12 万 5 千 kWh の削減、A 重油使用量換算では、約 2 万 l の削減が必要となります。

こうしたことから、温室効果ガスの排出要因である、電気使用量、ガソリン・灯油・A 重油などの燃料使用量の削減に重点的に取り組むとともに、太陽光発電施設や蓄電池の普及拡大、またバイオマス¹⁴の熱利用など再生可能エネルギーの導入にも取り組む必要があります。

(2) 具体的な取組内容

① 電気・燃料使用量の削減

これまで、役場庁舎では事務室等の照明の LED 化を進めてきましたが、さらに村所有の施設について、LED 化を計画的に進めます。

また、更新する公用車について、ガソリンを使用しない電気自動車 (EV) 又はより燃費がよいハイブリッド車の導入の検討を進めます。

[具体的な取組目標]

- ・ 公共施設全体の 80% の照明を LED 化します。
- ・ 公用車の更新にあわせ、電気自動車 (EV) 又はハイブリッド車を 1 台導入します。

② 再生可能エネルギーの導入・活用

これまで、多くの公共施設に太陽光発電設備を設置していることに加え、令和 6 年 (2024 年) 1 月には、環境省の「地域レジリエンス¹⁵・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギーに向けた設備等導入推進事業」を活用し、総合体育施設に 56.94kW の太陽光発電設備及び 104.4kWh の蓄電池システムの設置を完了し、運用を開始しています。発電設備等が設置されたことにより、災害発生時には避難施設としての機能の充実が図られるとともに、平常時は隣接する天龍小学校及び天龍中学校への電源供給も可能となりました。

¹⁴ 再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。間伐材などの木質バイオマスや家畜排せつ物、食品廃棄物などの廃棄物系バイオマスなどがある。薪やペレット、アルコール発酵やメタン発酵による消化ガスなどのエネルギー利用の他、農業分野における飼肥料や汚泥のレンガ原料として利用される。

¹⁵ 災害時に社会や組織が機能を速やかに回復する強靱さ

また、年間 36.39t-CO₂ の温室効果ガスの削減効果が見込まれており、太陽光発電設備や蓄電池の設置は、レジリエンスの観点での効果に加え、温室効果ガスの排出量の削減に大きな効果をもたらすことから、太陽光発電設備や蓄電池の設置をさらに進めます。

また、温泉施設での A 重油の使用が、温室効果ガス排出量に大きな影響を及ぼしています。「第 2 期天龍村まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、具体的な施策として記載し、これまでも村産材を使った薪ストーブを設置し、環境問題に取り組んでいることから、ボイラーの熱源として、木質バイオマスエネルギーの活用や温泉の湯を温めるための太陽熱の利用を研究します。

〔具体的な取組目標〕

- ・太陽光発電設備及び蓄電池の設置を、設置の可能性を調査した上で、村所有の施設 2 か所以上に設置することを検討します。
- ・役場庁舎で使用する電気の 100%再生可能エネルギー化を目指し、再生可能エネルギー由来の電力供給の割合を高めていきます。
- ・おきよめの湯で使用している熱源について、先進的に取り組んでいる自治体の状況を確認し、木質バイオマスエネルギーの活用や太陽熱利用システムを導入するための検討を行います。

③ 省エネルギー・事務の効率化の推進

これまでも実施しているこまめな消灯など、省エネルギーのための行動を徹底するとともに、効率よく仕事ができる職場づくりや効率的な働き方を推進し、職員の超過勤務の縮減やペーパーレス化による紙使用量を削減することにより、使用するエネルギーを削減します。

〔具体的な取組目標〕

- ・会議のペーパーレス化、資料の簡素化等により、役場庁舎の紙使用量を 10%削減します。
- ・効率的な働き方を進め、職員の超過勤務を 10%削減します。
- ・庁内の事務処理に電子決裁の導入を検討するなど、DX 化の推進を図ります。

④ 施設の効率的な活用

児童生徒数の減少等により、令和 6 年度（2024 年度）から天龍中学校を天龍小学校の敷地内に移設し、施設一体型小中併設校をスタートしており、エネルギー使用の観点からも、施設の効率的な活用に努めています。

今後も人口減少が見込まれている中において、老朽化や利用頻度等、施設ごとの状況

を見極めながら、「公共施設等総合管理計画」や「個別施設計画」等により、計画的な施設の管理や省エネルギー化に努めます。

〔具体的な取組目標〕

- ・ 建物を改築する場合は原則 ZEB¹⁶化することや、改修を行う場合は断熱性能の向上や省エネルギー化を重点的に実施することを検討します。

⑤ 環境に配慮した取組の推進

物品等の購入に当たっては、環境配慮型製品等を率先して購入するよう努めるとともに、電力の使用量をいつでも把握できる装置の設置を検討します。

〔具体的な取組目標〕

- ・ 買い換えやリース契約を更新する際には、消費電力の少ない機器や電化製品の購入、契約の更新を行います。
- ・ 施設の電力の使用状況を常時見える化できるようにするため、デマンド監視装置又はデマンドコントローラーの設置を検討します。

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

（１）推進体制

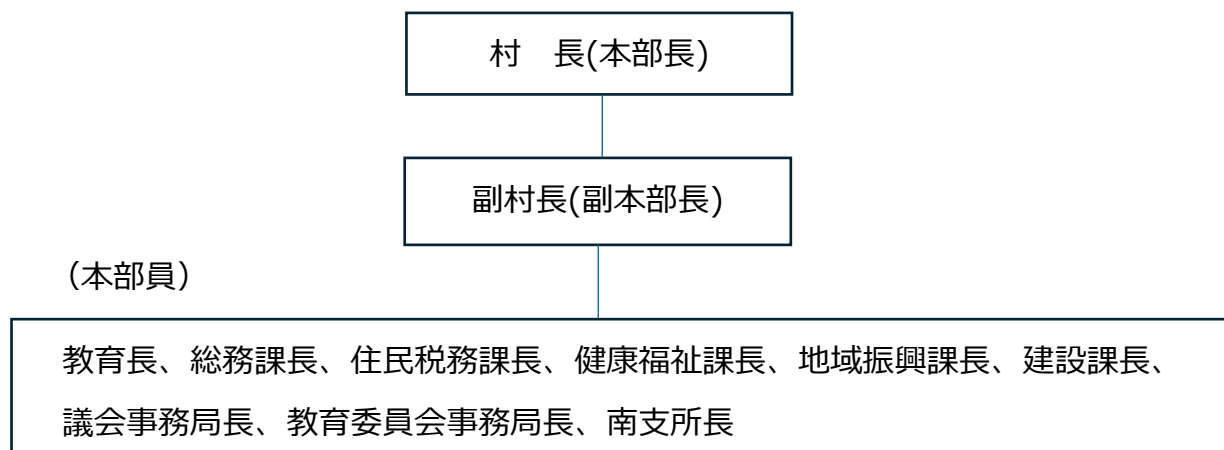
天龍村事務事業編を推進していくためには、対象施設を所管する各課・職員が協力して役場全体としての取組が必要となります。このため、村長を本部長とする「天龍村地球温暖化対策推進本部（仮称）」を設置し、村長が温暖化対策に係るリーダーシップを発揮する体制を構築します。

構成員は副村長が副本部長、教育長・課長・事務局長・支所長が本部員となり、計画期間中の対象施設の温室効果ガス排出量の把握、計画に盛り込んだ施策の進捗管理及び取組成果の検証を行います。

¹⁶ ZEB:Net Zero Energy Building

建物の省エネルギー性能の向上等により、快適な室内環境を維持しながら、使用するエネルギーを減らし、太陽光発電設備等で再生可能エネルギーからエネルギーを創ることで、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにする建物

【天龍村地球温暖化対策推進本部（仮称）】



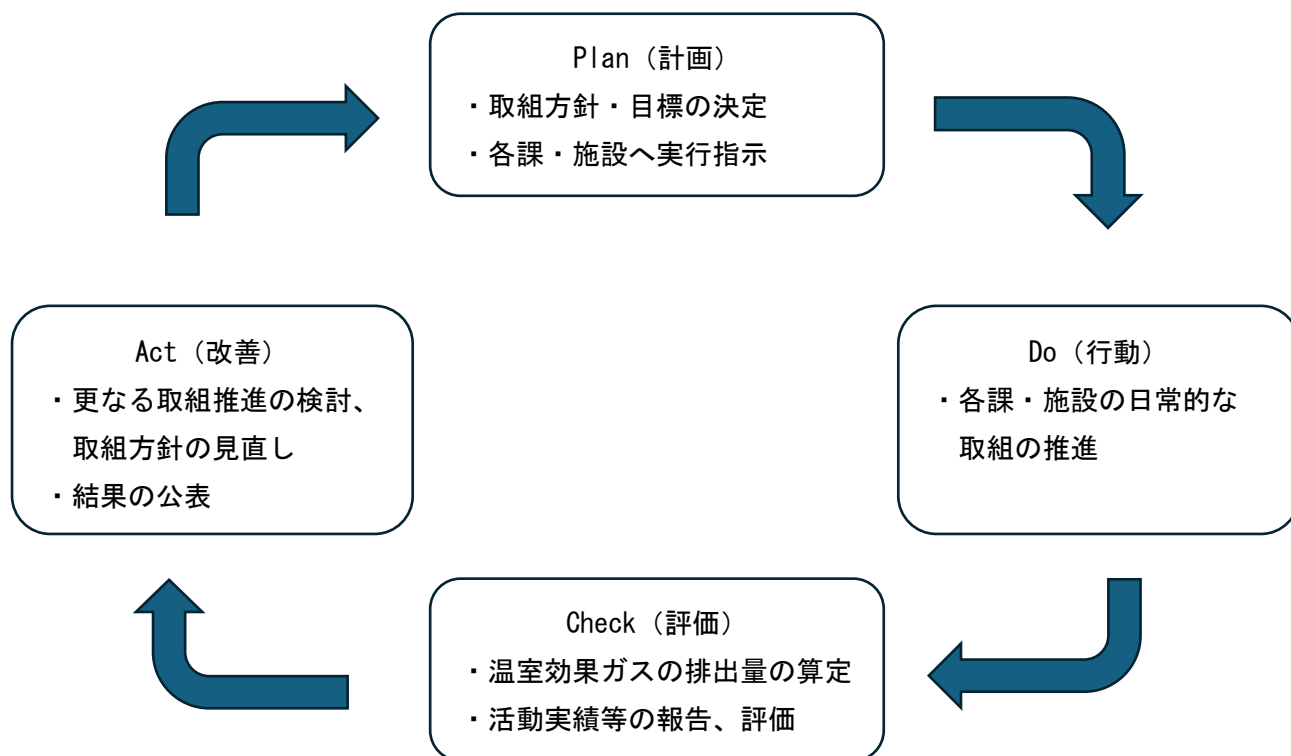
※ 事務局：建設課

(2) 実施した施策の点検・評価及び見直し

天龍村事務事業編の点検・評価・見直しは、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）のPDCAサイクルにより行います。

このPDCAサイクルの実施により、推進本部は少なくとも年1回開催し、毎年度実施した施策について、取組内容や課題を整理し、必要があれば改善を行い、次年度の取組方針を決定します。

また、「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針の改訂について」（令和5年（2023年）10月10日 総務省自治財政局財務調査課長通知）の「総合管理計画に記載すべき事項」において、本計画の内容を踏まえ、「公共施設等の計画的な改修等による脱炭素化の推進方針について記載すること」となっていることから、平成28年度（2016年度）に策定した天龍村公共施設等総合管理計画を改訂する際には、耐震化や長寿命化の方針に合わせ、脱炭素化の推進方針についても検討することとします。



(3) 進捗状況の公表

天龍村事務事業編について、策定した時に、ホームページで公表するとともに広報等により村民に周知します。

また、計画の進捗状況、取組の成果等については、毎年度（概ね9月末頃を予定）ホームページ及び広報等により公表します。

天龍村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

令和 7 年度(2025 年度)～令和 12 年度(2030 年度)

令和 7 年（2025 年） 2 月

■発 行

長野県 天龍村

編 集 建設課（環境水道係）

〒399-1201

長野県下伊那郡天龍村平岡 878 番地

TEL 0260-32-2001（代表）

FAX 0260-32-2525

E メール seikan@vill.tenryu.lg.jp

ホームページ <https://www.vill-tenryu.jp>